○外務省令第五号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の二第一項及び第二項並びに旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十七日

外務大臣　林　芳正

国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（別表）

アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（渡航書）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	9,250	12,700	6,350	9,850	3,450	6,950	3,450	6,950	900	1,450
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	1,740,000	2,390,000	1,200,000	1,850,000	650,000	1,300,000	650,000	1,300,000	170,000	270,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	485,000	665,000	335,000	515,000	180,000	365,000	180,000	365,000	50,000	75,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	163	224	112	173	61	122	61	122	16	26
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	42,100	57,900	28,940	44,740	15,780	31,580	15,780	31,580	4,220	6,580
タイ	ﾊﾞｰﾂ	4,200	5,770	2,890	4,460	1,570	3,150	1,570	3,150	420	660
大韓民国	ｳｫﾝ	160,000	220,000	110,000	170,000	60,000	120,000	60,000	120,000	16,000	25,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	800	1,100	550	850	300	600	300	600	80	125
香港	香港・ﾄﾞﾙ	890	1,220	610	940	330	670	330	670	90	140
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	14,810	20,370	10,190	15,740	5,560	11,110	5,560	11,110	1,480	2,310
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	25,000	34,380	17,190	26,560	9,380	18,750	9,380	18,750	2,500	3,910
バングラデシュ	ﾀｶ	10,960	15,070	7,530	11,640	4,110	8,220	4,110	8,220	1,100	1,710
東ティモール	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	117	161	80	124	44	88	44	88	12	18
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	6,500	8,900	4,450	6,900	2,450	4,850	2,450	4,850	650	1,000
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	163	224	112	173	61	122	61	122	16	26
ベトナム	ﾄﾞﾝ	2,760,000	3,790,000	1,900,000	2,930,000	1,030,000	2,070,000	1,030,000	2,070,000	280,000	430,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	515	710	355	550	195	385	195	385	50	80
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	228,600	314,300	157,100	242,900	85,700	171,400	85,700	171,400	22,900	35,700
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	1,780	2,440	1,220	1,890	670	1,330	670	1,330	180	280
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	372,000	512,000	256,000	395,000	140,000	279,000	140,000	279,000	37,000	58,000
ラオス	ｷｯﾌﾟ	1,758,000	2,418,000	1,209,000	1,868,000	659,000	1,319,000	659,000	1,319,000	176,000	275,000